

# 財政健全化計画書

(北海道歌志内市)

## 第1 健全化判断比率(実質公債費比率)が早期健全化基準以上となった要因の分析

主たる要因は、概ね下記の3点に整理することができます。特に個別外部監査の結果にも報告されているとおり、住宅事業、特に炭鉱閉山に伴って実施された住宅事業の影響が大きくなっています。

### (1)炭鉱閉山に伴う地域振興対策事業の影響

国のエネルギー政策の転換により石炭産業は相次ぐ合理化が行われ、第8次石炭政策により平成7年3月には、唯一の基幹産業であった空知炭鉱が閉山となり地域経済が崩壊の危機にさらされました。

このため、閉山後の地域振興対策事業に18.6億円、後処理対策事業に53億円、炭鉱跡地取得事業に4.1億円、福祉施設等整備に30.1億円、合計105.8億円の事業を実施してきました。

これらの事業に対する起債発行額は66.3億円で、この起債償還が財政を大きく悪化させています。

なお、起債発行額のうち改良・公営住宅建替事業等に対する発行額は29.1億円で、全発行額の4割以上を占めています。

特に本市は、地形的に狭小な山間に居住区域を有しているため住宅用地の取得が難しく、また炭鉱という産業構造上の理由から、母子、身障、高齢や閉山による炭鉱離職者などからの公的住宅の建設に対する期待が高かったため、住宅建設に対する償還の負担が大きくなっています。個別外部監査についても、その負担要因となっている「住宅事業」をテーマとして監査を行い、後述(個別外部監査の結果報告:抜粋)のとおり指摘されたところです。

### (2)公営企業会計繰出金の影響

実質公債費比率に用いる、準公債費として算入する公営企業会計に係る繰出金が財政を大きく悪化させています。

原因としては、早い時期に整備を開始した下水道特別会計の償還が特に多い(S51～建設、H4～供用開始)ことや炭鉱閉山に伴う地域振興対策として実施した、神威岳観光特別会計(索道事業)の施設整備に係る償還が多い(償還ピークはH20まで)こと、平成16年度に改築した市立病院に係る償還が多いため、繰出金が増えています。

平成20年度末の市債残高9,809,399千円のうち、普通会計以外の残高割合は約4割(3,917,631千円)で、そのうち下水道特別会計が8割(3,142,845千円)を占めています。

市債年度末残高

単位:千円

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度 (見込)
普通会計	8,988,129	7,111,752	6,555,083	5,891,768	5,381,261
介護サービス事業	64,537	28,505	21,226	14,101	12,826
下水道事業	3,598,240	3,483,839	3,309,182	3,142,845	2,976,200
観光施設事業	422,968	277,024	135,774	27,770	14,082
病院事業	868,589	843,545	790,276	732,915	671,654
合計	13,942,463	11,744,665	10,811,541	9,809,399	9,056,023

### (3) 空知産炭地域総合発展基金の影響

空知産炭地5市1町が、知事の許可を得ずに空知産炭地域総合発展基金から長期借入れを行っていた、いわゆる「不適切な長期借入問題」での償還額が公債費として算入されることとなったため、実質公債費比率が上昇することとなりました。

(算入額:H15 138,738千円 H16 181,822千円 H17 214,248千円 H18 1,515,186千円:うち、繰上償還1,288,400千円)

また、実質公債費比率は3か年平均を用いて比率を算出するため、この基金の影響により指標が下がりにくくなっています。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
実質公債費比率 (単年度)	40.1%	43.7%	38.1%	28.5%	28.0%	24.1%
実質公債費比率 (3か年平均)			40.6%	36.7%	31.5%	26.8%

## 個別外部監査の結果に関する報告(抜粋)

監査テーマ「住宅事業について」

公認会計士 名和幸雄

### 1. 住宅事業の今後のあり方について

既存の事業計画※はいったん白紙に戻し、ゼロベースから見直すべきである。今後の住宅事業は、新規建設(建替)に頼るのではなく、既存住宅の延命化を図ることにより運営されるべきである。

人口及び世帯数は減少傾向にあり、将来も減少の見通しとなっている。人口及び世帯の減少は、市全体での住宅需要減少につながる。市営住宅の入居戸数も減少しており、全体の約2割が空戸である。市営住宅の応募倍率は、低い状況が続いている。かかる状況においては、新規住宅建設(建替)事業を行う必要性ないし合理性は乏しいものと考えられる。

市は、少ない人口及び主幹産業不在で厳しい財政状況にある。平成18年度決算では、一過性であったとはいえ赤字を経験している。平成20年度決算においては、過去の過大な設備投資に起因して実質公債費比率が財政健全化団体の基準値以上となっている。特に住宅事業は市に多大な財政負担をもたらしており、市の財政が厳しくなった一因となっている。今後も続くと言われている人口減少と主幹産業不在の状況下で、過大な住宅建設(建替)により多額の財政負担を生じさせることは、市の財政悪化、実質公債費比率等の財政健全化法における各指標の悪化につながる。住宅建設(建替)は、普通建設事業費等の目先の財政負担のみならず、公債費等の将来の財政負担をも決定づけるものである。財政の見地からも、新規住宅建設(建替)事業については慎重に検討しなければならない。

確かに、建物の老朽化と住宅水準の低さは問題である。しかし、建設コストよりも既存住宅の改良コストの方が低いのであれば、まずは改造・修繕により既存住宅の延命化を図ることを検討すべきである。

### 2. 事業計画策定と財政について

#### (1) 中長期的な支出額の見積り

住宅事業の事業計画を策定する際には、事業の実施により生じるであろう中長期的な支出額を適切に見積もり、財政への負担の程度を考慮に入れるべきである。

市では、建物の老朽化と住宅水準の低さから、多額の財政負担が生じる可能性がある。市の財政は厳しい状況にある。財政への負担の程度を考慮することなく事業を計画実行することは、市の財政悪化、実質公債費比率等の財政健全化法における指標の悪化につながる。

市の住宅事業の事業計画では、将来の財政への負担の程度が十分に検討されているとは言い難い。中長期的な支出額を適切に見積り、その財政への負担の程度を勘案して、事業計画を策定することが必要である。

#### (2) 他の公共施設とのバランス

住宅事業の事業計画を策定する際には、市の財政が悪化しないように、他の公共施設の事業計画とのバランスを考慮に入れるべきである。

市には、市営住宅以外にも老朽化した公共施設がある。主要な公共施設のうち、築後20年以上経過しているものが21施設中15施設あり、耐用年数経過率50%以上(耐用年数の2分の1以上経過)のものが21施設中10施設となっている。これらの施設については、近い将来、建替あるいは大規模修繕が必要になると考えられる。市営住宅以外にも、今後、市に多額の財政負担を生じさせる要因が存在している。

したがって、住宅事業の事業計画を策定する際には、住宅事業を含めたすべての事業から何れの事業を優先すべきかを検討し、その事業の実施時期・規模を調整することが必要となってくる。

### 3. 使用料滞納者への対応について

収入未済額の回収を促進させるために、また、収入未済額の発生を抑制するために、使用料滞納者に対する回収策を強化すべきである。

平成20年度末で47,632千円もの収入未済額がある。1年以上滞納している入居者は73人もいる。長期滞納者を放置することは、他の真摯に使用料を支払っている入居者との間の不公平を許すことになる。長期滞納者の存在は、さらなる滞納者を生み出す誘因ともなる。長期の滞納が、市の財政に悪影響を及ぼすことは言うまでもない。

市は滞納者に対して督促等の一定の対処を行ってはいるものの、滞納者からの回収状況は芳しくない。使用料滞納者に対する回収策を強化することが必要である。

※ 既存の事業計画とは・・・平成10年度に策定した「歌志内市公営住宅等再生マスタープラン」で、平成30年までの計画の中で、建替、用途廃止、環境改善計画を立て、将来の管理戸数を決めている。なお、この計画は平成22年度に策定する「公営住宅等長寿命化計画」に引き継がれることとなっている。

## 第2 計画期間

### 平成21年度 の 1 年間

#### 第3 財政の早期健全化の基本方針

健全化判断比率のうち、実質公債費比率が平成20年度決算において「早期健全化基準」を超えることとなりました。

本計画では、実質公債費比率について「財政健全化団体」からの脱却を図ることが大前提であることから、次のとおり従来より実施してきた事項の継続的实施と、新たに取り組む事項の実施により、同比率を25%以下とすることを基本方針としますが、最終的には起債制限を受けない「地方債協議団体」とされる18%以下を目指すこととします。

また、個別外部監査の指摘事項については一部を本計画に反映し、平成22年度に策定する「公営住宅等長寿命化計画」においても、その内容を反映させるものとします。

#### 【従来より実施してきた事項】

- ◎ 住宅建設事業は財政好転時まで休止（老朽住宅除却事業については、最低限実施）  
自主的財政健全化計画に基づき平成19年度から21年度まで休止し、平成22年度から実施予定
- ◎ 車両更新に係る普通建設事業（除雪車両、救急用車両等）は、数年程度先送り  
自主的財政健全化計画に基づき、平成19年度からそれぞれ先送りを実施
- ◎ 普通建設事業に対する地方債は、平成19～20年度の2か年について発行しない  
自主的財政健全化計画に基づき2か年にわたり、地方債発行を抑制

#### 【取り組み内容を充実させるもの】

- ◎ 住宅使用料の徴収強化  
住宅使用料の徴収率向上のため、夜間徴収特別班・電話催告班を組織し、滞納整理を実施する。
- ◎ 公的資金の補償金免除繰上償還の実施と借換債の発行抑制  
平成19年度から実施している繰上償還については、後年度負担抑制のため、収支状況を勘案しつつ償還財源となる借換債の発行をできる限り取り止める。

#### 【新たに取り組むもの】

- ◎ 平成21年度に予定していた普通建設事業に対する地方債は、発行しない  
除雪車両購入に伴い予算計上していた地方債は、後年度負担抑制のため取り止める。

※普通建設事業に対する地方債発行は3か年(H19～21)行わないこととなる。

#### 第4 実質公債費比率を早期健全化基準未満とするための方策

##### 目標数値及び時期

### 実質公債費比率の抑制

平成21年度決算において「実質公債費比率」を25%未満にする  
(公債費負担適正化計画では平成21年度決算で23.8%の見込み)

##### 具体的な措置

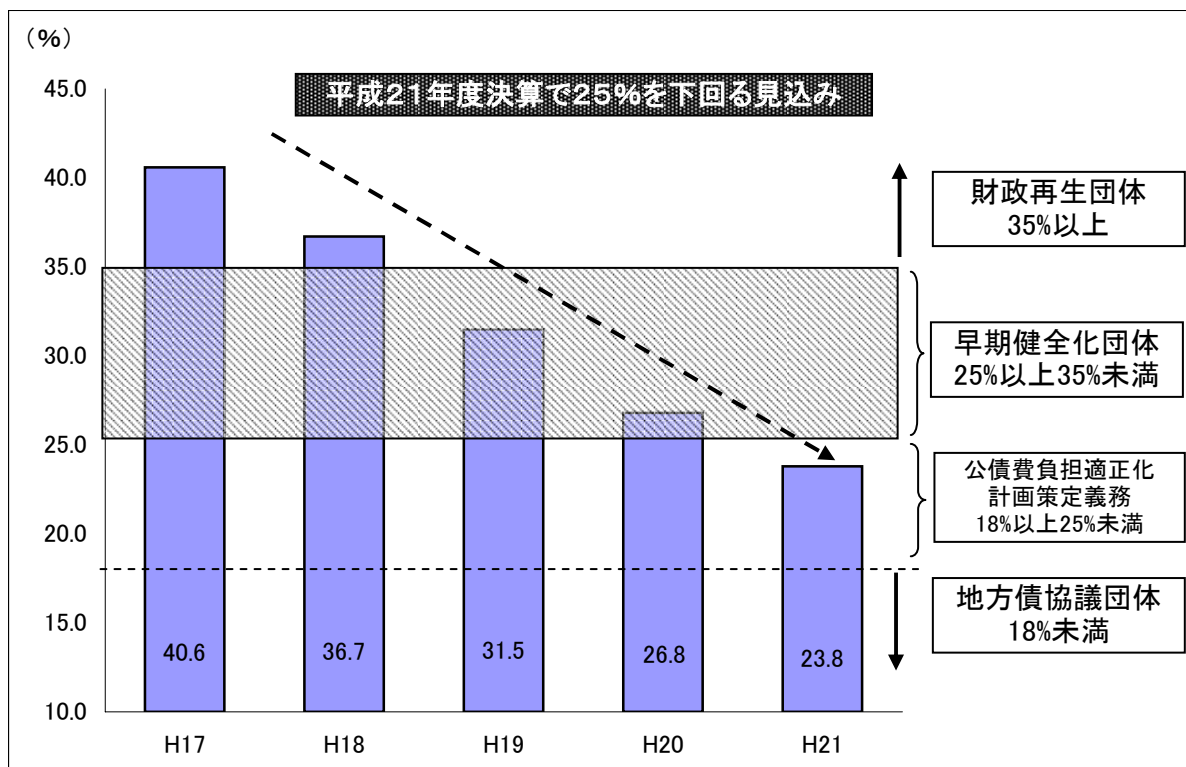
- ◎ 平成21年度発行予定の普通建設事業地方債の発行取り止め
- ◎ 住宅使用料の徴収強化
- ◎ 公的資金の補償金免除繰上償還の実施と借換債の発行抑制
- ◎ 繰上償還の実施

##### 実質公債費比率の改善数値

実質公債費比率については、現在策定中の公債費負担適正化計画においても、平成21年度決算において早期健全化基準(25%)を下回り、平成23年度決算では地方債協議団体(18%以下)となることが見込まれているため、従来より実施してきた取り組みを継続することにより比率は改善するものと推計されます。

ただし、今後の不測の事態に備えるといった観点からも、前述の「具体的な措置」を実行することにより、更に確実に健全化を図る必要があります。

##### 実質公債費比率の推移と改善後の見込み



## 第5 各年度ごとの第4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画

財政健全化団体からの確実な脱却のため、「歳入」、「歳出」について具体的に次のように取組み、新たな施策の展開ができる持続可能な弾力性のある財政基盤の確立を目指します。

### (1) 歳入の取組

#### ① 地方債発行の取り止め

平成21年度に発行を予定していた普通建設事業(除雪ドーザー購入)に伴う地方債の発行を取り止め、後年度負担の軽減を図ります。

(単位:千円)

(一般会計等)	H21	説明
具体的な措置	△8,300	発行取り止めによる地方債の減
効果額	0	

※ 平成22年度以降、平成33年度までに9,582千円(元金8,300千円 利子1,282千円)公債費の減となります。

#### ② 使用料の徴収強化

住宅使用料の徴収率向上のため、夜間徴収特別班・電話催告班を組織し、滞納整理を実施し、使用料全体の徴収率を前年比0.4ポイント程度(約1,000千円程度)アップすることを目指します。

(単位:千円)

(一般会計等)	H21	説明
具体的な措置	1,000	徴収強化による住宅使用料の増
効果額	1,000	公債費充当特定財源の増

※ 平成20年度使用料徴収率 82.6% (H21.10現在調定額282,159千円×0.4ポイント=1,128千円)

### (2) 歳出の取組

#### ① 公的資金の補償金免除繰上償還の実施と借換債の発行抑制

平成19年度から実施している補償金免除繰上償還については、収支状況を勘案しつつ償還財源となる借換債の発行をできる限り取り止め、後年度負担の軽減を図ります。

(単位:千円)

(一般会計等)	H21	説明
具体的な措置	8,086	繰上償還の実施:8,086千円 借換債発行額:0円
効果額	0	

※ 平成22年度以降、平成33年度までに8,721千円(元金8,086千円 利子635千円)公債費の減となります。

(単位:千円)

(公共下水道特別会計)	H21	説明
具体的な措置	10,325	繰上償還の実施:166,825千円(一般会計繰出金の増) 借換債発行額:156,500千円
効果額	0	

※ 平成22年度以降、平成33年度までに49,243千円(元金10,325千円 利子38,918千円)繰出金の減となります。

#### ② 繰上償還の実施

収支状況を勘案しながら繰上償還を実施し、後年度負担の軽減を図ります。

(単位:千円)

(一般会計等)	H21	説明
具体的な措置	4,800	繰上償還の実施
効果額	0	

※ 平成22年度に4,884千円(元金4,800千円 利子84千円)公債費の減となります。

### ③ その他(投資的経費の抑制など)

投資的経費については、後年度の公債費を増大させることのないよう緊急性や重要性を精査し、計画的な実施を行います。継続事業についても、規模縮小、先送りなど普通建設事業全体のバランスを考えて見直しを行い、一般財源の削減に努めます。

特に個別外部監査のテーマとなった住宅事業については、その指摘事項について留意しながら事業を実施し、平成22年度に策定する「公営住宅等長寿命化計画」においても、内容を反映するものとします。

### (3) 財政収支見通し

(単位：千円)

	平成20年度 (決算)	平成21年度
<b>(歳入)</b>		
地方税	271,991	257,540
地方譲与税	26,373	22,500
地方交付税	2,589,739	2,437,526
(1)普通交付税	1,957,573	1,897,526
(2)特別交付税	632,166	540,000
国・道支出金	626,373	830,381
繰入金	28,279	16,679
地方債	106,100	164,800
その他	1,045,394	1,087,699
<b>歳入合計 A</b>	<b>4,694,249</b>	<b>4,817,125</b>
<b>(歳出)</b>		
人件費	858,813	973,085
扶助費	626,243	694,953
公債費	882,933	793,132
物件費	679,627	722,378
維持補修費	27,410	30,894
建設事業費	86,868	298,778
(1)補助事業	17,740	26,986
(2)単独事業等	69,128	271,792
繰出金	519,120	416,516
その他	872,875	733,901
<b>歳出合計 B</b>	<b>4,553,889</b>	<b>4,663,637</b>
<b>歳入歳出差引 (A-B) C</b>	<b>140,360</b>	<b>153,488</b>
翌年度へ繰り越すべき財源	14,635	0
<b>実質収支額</b>	<b>125,725</b>	<b>153,488</b>

## 第6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位:%)

年度	計画初年度の 前年度	計画初年度 (平成21年度) (計画完了年度)
健全化判断比率		
実質赤字比率	— (15.00)	— (15.00)
連結実質赤字比率	— (20.00)	— (20.00)
実質公債費比率	26.8 (25.0)	23.8 (25.0)
将来負担比率	238.3 (350.0)	196.0 (350.0)

※ 赤字額がなく比率が算定されない場合は「—」と表示しています。

備考 計画初年度の前年度及び計画初年度については、当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載すること。

### ① 実質赤字比率

実質赤字比率については、一般会計等の収支均衡を図り、赤字を発生させないことを絶対条件としているため、今後においても比率は算定されない見込みです。

### ② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率については、各会計独立採算を前提とした取り組みや、不足分の追加繰出により、今後においても比率は算定されない見込みです。

### ③ 実質公債費比率

実質公債費比率については、元利償還金、準元利償還金が多額なため比率が高く算定されています。

今後は、従来より実施してきた事項の効果や健全化計画の具体的方策に記載されている事項を実行すること及び元利償還金が年々減少することなどにより比率は下降し、平成21年度では早期健全化基準を下回ります。

### ④ 将来負担比率

将来負担比率については、地方債現在高、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額の割合が大きく、比率が高くなっています。

今後は、充当可能財源である財政調整基金を積立てることにより、比率は下降する見込みです。

## 第7 その他財政の早期健全化に必要な事項

### 自主的健全化計画との調和

財政健全化のためには、現在自主的に策定している「歌志内市財政健全化計画(第二次計画)」に掲げた目標の達成に向けて努力することが大切となります。

自主的健全化計画には、本計画に記載した実質公債費比率の抑制に対する取り組みは勿論のこと、高い水準に達している将来負担比率の抑制に対する取り組みも記載しており、自主的健全化計画との調和を図ることにより、新たな施策を展開することができる持続可能な弾力性のある財政基盤の確立を目指すこととします。

#### ※ 自主的健全化計画の目標

##### ◎ 実質公債費比率の抑制

- ① 平成21年度決算において「実質公債費比率」を25%未満にする
- ② 平成23年度決算において「実質公債費比率」を18%未満にする

##### ◎ 将来負担比率の抑制

- ③ 平成23年度末の基金残高を標準財政規模の20%以上にする
- ④ 平成23年度の職員数を25%以上削減する(全会計ベース:平成18年度比)